

○渡島廃棄物処理広域連合財政状況の公表に関する条例

(平成12年10月24日条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他のやむを得ない理由により前項に定める月に公表することができないときは、その理由のやんだ日から1月以内においてこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条の公表は、6月にあつては前年の10月1日からその年の3月31日までの期間における財政状況、12月にあつてはその年の4月1日から9月30日までの期間における財政状況について行う。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、渡島廃棄物処理広域連合の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。